

31日現在) らせします

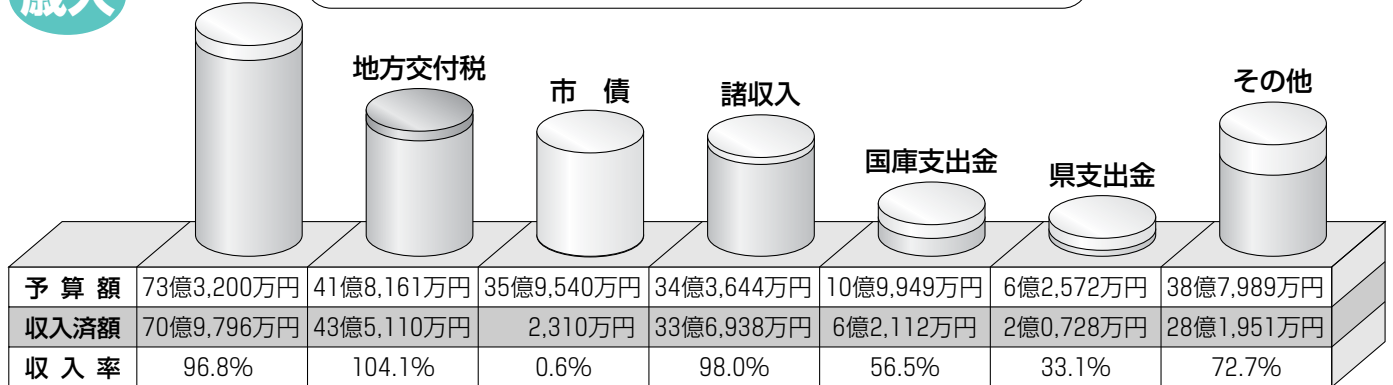
市では、年2回財政状況を公表しています。
市税や国からの交付金などが、みなさんの生活にどのように使われているのか、ご覧ください。
なお、今回の数値は平成16年3月31日現在のものですが、市の会計はその年度の会計を整理する期間（出納整理期間）が5月31日まで設けられていますので、これが平成15年度の決算額とはなりません。

一般会計

予算額 241億5,055万円

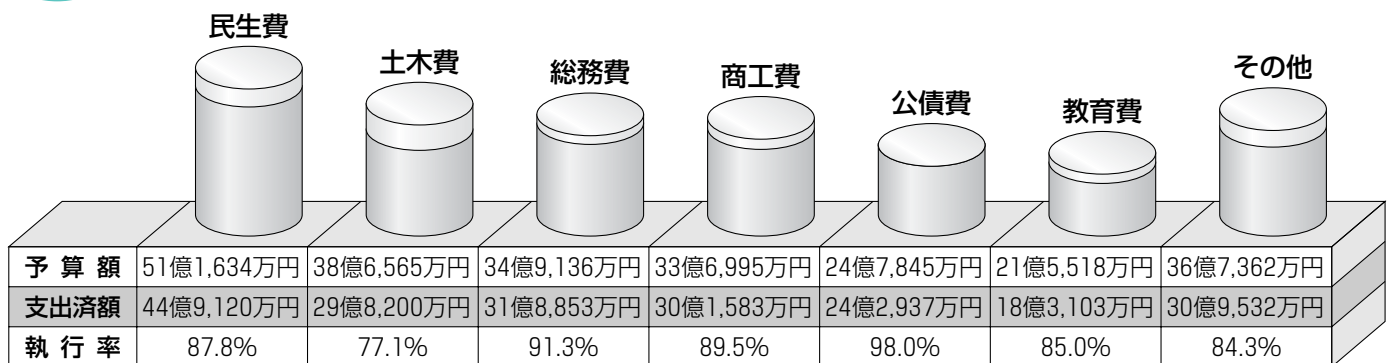
歳入

市税 収入済額 184億8,945万円 収入率 76.6%



歳出

支出済額 210億3,328万円 執行率 87.1%



◆歳入
予算額に対する収入済額は、184億8,945万円、収入率は76.6%です。構成比率は、市税が最も大きく30.3%で、これに続いて地方交付税17.3%、市債14.9%となっています。

この結果、平成15年度最終予算額は241億5,055万円となり、前年度と比較して12億6,432万円の減となっています。

その内容をみますと、給与改定等による減額1億7,063万円、健康福祉施設整備事業に要する経費1億4,200万円、病院会計負担金の追加に要する経費4億2,417万円、制度資金保証料補給金等の追加に要する経費4,500万円、小中学校整備事業追加分に要する経費5,610万円、普通財産取得に要する経費2億円が主なものとなっています。

平成15年度の一般会計は、下半期中に7回の補正が行われ、補正額は8億9,576万円となりました。

一般会計

平成15年度下半期（平成16年3月） 市の財政状況をお知

特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業	41億7,930万円	35億2,151万円	84.3%	35億2,995万円	84.5%
地域開発事業	20億7,790万円	2億5,468万円	12.3%	11億7,236万円	56.4%
公団分収造林事業	3,000万円	948万円	31.6%	853万円	28.4%
交通災害共済事業	4,748万円	4,850万円	102.2%	800万円	16.8%
霊園事業	1,450万円	2,260万円	155.9%	917万円	63.3%
老人保健事業	54億9,153万円	48億4,600万円	88.2%	47億9,787万円	87.4%
温泉事業	2,580万円	3,610万円	139.9%	1,852万円	71.8%
訪問看護事業	4,227万円	6,622万円	156.6%	3,398万円	80.4%
合計	119億0,878万円	88億0,509万円	73.9%	95億7,838万円	80.4%

財産と借入れ

(3月31日現在)

市の財産	土地	87万1,992㎡
	建物	27万2,209㎡
	基金	72億5,607万円
	有価証券	5億0,560万円
市の借金	市債	237億7,617万円
	一時借入金等	40億4,904万円

(企業会計・特別会計を除く)

企業会計

会計名	収入		支出		
	予算額	収入済額	予算額	支出済額	
岡谷病院事業	収益的収支	45億0,585万円	42億5,183万円	45億0,585万円	41億9,950万円
	資本的収支	1億2,002万円	10億1,700万円	5億2,859万円	4億7,391万円
塩嶺病院事業	収益的収支	39億9,968万円	37億9,482万円	40億4,231万円	37億6,924万円
	資本的収支	8,005万円	7,300万円	2億6,650万円	2億4,929万円
水道事業	収益的収支	9億7,834万円	9億8,894万円	9億5,467万円	9億0,237万円
	資本的収支	6,101万円	3,739万円	5億3,464万円	4億9,586万円
下水道事業	収益的収支	19億6,615万円	19億2,183万円	19億0,834万円	18億4,312万円
	資本的収支	16億9,961万円	15億7,369万円	25億0,663万円	23億8,710万円

歳出

予算額に対する支出済額は、210億3,328万円、執行率は87.1%です。前年度同期と比較して支出済額は1億1,215万円の減となっています。

特別会計

下半期は、特別会計の補正は2回行われ、最終予算額は11億8,787万円となりました。

予算額に対する収入済額は、88億5,099万円、収入率が73.9%、対する支出済額は9億7,838万円で執行率は80.4%となっています。

計画行政で健全な財政運営を

平成15年度は、景気的好転が見られず税収入が依然として厳しい状況が続いています。したがって、今後とも行政経費の徹底した削減と効率的な行政運営を維持しつつ、一層多様化する市民要望の実現と福祉の向上に努めていきます。

ちから

「あなたの一票には力がある！」

参議院議員通常選挙

(長野県選出議員・
比例代表選出議員)

投票日は
7月11日(日)

第20回参議院議員通常選挙が、6月24日に公示され、7月11日に投票が行われます。参議院議員選挙は3年に1度、定数242人の半数の121人(選挙区選出73人、比例代表選出48人)が改選されます。

投票方法は、選挙区選挙は候補者の個人名を、比例代表選挙は、候補者名、または政党名のいずれかを記入します。

今回2度目になる非拘束名簿式による比例代表選挙は、各政党の総得票数に応じて議席を比例配分し、候補者ごとの得票数の順に当選人が決められます。

主役は私たち国民です。あなたの一票は、日本の未来を築く大切な一票です。一人ひとりの力で明るい選挙を進めましょう。そして、個々が責任を持って私たちの代表者を選び、棄権することなく投票しようではありませんか。

岡谷市投票区投票所

投票区	投票所
今井	今井区公会所
間下	間下区民センター
岡谷	岡谷区公会所
下浜	下浜区民センター
小尾口	小尾口区公民館
上浜	上浜公民館
新屋敷	新屋敷会館
小口	小口区民センター
小井川	小井川平成会館
西堀	西堀区公会所
小坂	小坂公民館
花岡南	湊支所
花岡北	花岡区民センター
三沢	三沢区コミュニティ施設
川岸中央	川岸支所
夏明	夏明公会所
駒沢	駒沢区公民館
橋原	橋原区公会所
中屋	中屋区公民館
中村	中村区民センター
横川	横川公会堂
東堀	東堀柴宮館

みんなで参加

きれいな選挙

投票・開票

▽投票日：7月11日(日)

午前7時～午後8時

▽開票日：7月11日(日)

午後9時～

岡谷市役所9階大会議室

有権者

今度の参議院議員通常選挙において岡谷市で投票できる人は、

▽昭和59年7月12日以前に生まれた人で平成16年3月23日以前に住民登録がされており、その日から引き続き3か月以上住んで
いる人(3月24日以降に転入届をされた人は、前の住所地で投票してください)

入場券

投票所入場券は、6月22日に発送しました。投票日当日、投票所へご持参ください。

入場券が貼り合わせになっていますので、オモテとウラの2か所を開いてください。万一、入場券をなくしても投票できますので、投票所での旨を申し出てください。

なお、選挙権があるのに入場券が届かないときは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

点字投票

点字投票をしようとする場合は、投票所でその旨を申し出てください。点字投票用の用紙に、点字器を使って投票できます。

代理投票

投票する意思がありながら候補者の氏名などを書くことができない人は、投票所でその旨を申し出てください。二人の補助者のうち一人が立会人となり、あなたの投票したい人などを間違いなく書いてくれます。投票の秘密は厳格に守られます。

期日前投票

従来の不在者投票が大幅に簡素化され、選挙期日前であっても、投票用紙を内封筒・外封筒に入れることなく、直接投票箱に入れることができるようになりました。（一部例外あり）また、投票のできる日が公示日の翌日（6月25日）からとなりました。

●対象となる投票

従来の不在者投票のうち市役所4階で行う投票が対象となります。（病院・老人ホーム等で実施する投票は従来の不在者投票となります）

●投票できる人

選挙の当日、仕事や旅行、レジャーや冠婚葬祭などで投票所に行けないと見込まれる人（現行の不在者投票事由に該当する人）です。

●投票の手続

選挙当日の投票所における投票手続とほぼ同じです。（なお、不在者投票と同様、宣誓書の提出を必要とします）

期日前投票の手続き

▽期間：6月25日（金）

～7月10日（土）

▽時間：午前8時30分～午後8時

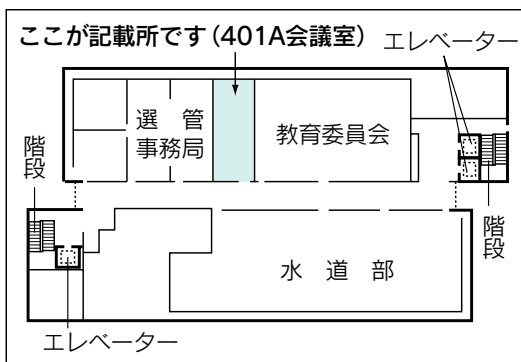
（土・日も実施）

▽場所：市選挙管理委員会事務局

横（401A会議室 市役所4階・

図参照）

▽方法：入場券を持参のうえ期日前投票記載所にある宣誓書に記入し、係員の指示にしたがって投票してください（印鑑は不用です）



期日前投票記載所（市役所4階）

選挙公報

選挙公報は、候補者の人物や政党の政見などをみなさんによく知っていただくため、選挙管理委員会が発行する公報です。候補者、政党から申請のあった原稿をそのまま印刷してあります。

有権者一人ひとりが候補者の人物、政党の政見などをよく知り、自分に代わって政治を行うにふさわしい人や政党を選びましょう。選挙公報は、選挙区選挙と比例代表選挙の2種類が発行されます。（公報は市役所および3支所にも置いてあります）

投票方法

選挙区選出議員の選挙は、クリム色地に黒インクで印刷した投票用紙に、候補者の個人名を記入してください。

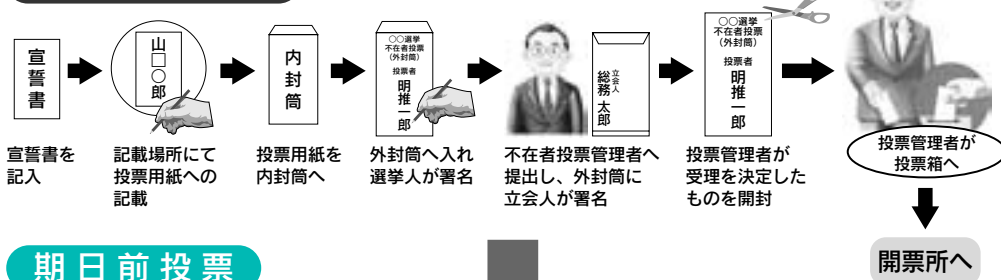
比例代表選挙は、白地に赤インクで印刷した投票用紙に、比例の候補者の個人名または政党名のこと

ちらかを記入してください。

投票用紙に正しく記入しませんと、大切な一票が無効になることがあります。それぞれの投票用紙に、正しくはっきりと書いてください。ほかのことを記入すると、無効になることがあります。書き間違えた場合は二本線で消し、正しく記入し直してください。

手続が簡素化され、投票がスムーズになります！

従来の不在者投票



期日前投票



◇お問い合わせは…

選挙管理委員会事務局 ☎23-4811（内線1481）

もしくは岡谷市ホームページ「選挙」をご覧ください